

物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請要領

飯 館 村

飯館村が行う物品の買入れ及び修繕に係る競争入札の参加資格を取得したい者は、下記により申請すること。

記

1 申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和6年12月16日から令和7年2月14日までの間、受け付ける。（土、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時00分から11時30分、午後1時30分から4時30分まで

3 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

4 申請書の提出場所

飯館村役場 総務課 財政係

5 申請方法

(1) 申請内容を説明できる者が、郵送により申請すること。

を記載すること。

6 申請等の作成に用いる言語等

(1) 申請及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記入すること。

7 提出部数 1部

8 提出書類

(1) 物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書（第1号様式の1から3）

(2) 履歴事項全部証明書又は写し

※発行日から3か月以内のもの

(3) 身分証明書又は写し

※発行日から3か月以内のもの

(4) 直近の年度の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は所得税青色申告決算書

(5) 納税証明書（消費税及び地方消費税）又は写し

※発行日から3か月以内のもの

(6) 納税証明書（事業税、法人県民税及び自動車税）又は写し

※発行日から3か月以内のもの

(7) 委任状（第2号様式）

(8) 営業許可（登録、認可、届出）等一覧表（第3号様式）

(9) 印刷設備状況一覧表（第6号様式）

(10) 誓約書（第7号様式）

(11) 役員に関する調書（第8号様式）

(12) 消費税の会計処理に関する申告書（第9号様式）

(13) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索し、表示した画面のコピー。

(14) 定形長 3 号封筒 (※切手貼付) (受理票返信用封筒)

※ 必要な書類については、「物品購入 (修繕) 競争入札参加資格審査申請上の注意事項」を参照のうえ確認し、提出すること。

9 その他

(1) 申請後及び資格登録後、以下の記入内容に変更が生じた場合には、速やかに「物品購入 (修繕) 競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届 (物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第 1 号様式)」に關係書類を添付して提出すること。(カッコ書は添付書類)

ア 商号又は名称、住所又は所在地 (履歴事項全部証明書又は写し、個人の住所変更の場合には住民票の写し ※発行日から 3 か月以内のもの)

イ 代表者氏名 (法人…履歴事項全部証明書又は写し、個人…身分証明書又は写し ※発行日から 3 か月以内のもの)

ウ 代表者役職名

エ 電話番号、FAX 番号

オ 代理人氏名、営業所等名、所在地、電話番号等 (代理人変更の場合には委任状)

カ 代理人の新設 (委任状)

キ 県内営業所等の新設 (納税証明書 (事業税、法人県民税及び自動車税) ※発行日から 3 か月以内のもの)

ク その他特に重要な事項

(2) 申請後及び資格登録後、休業又は解散等をする場合には、あらかじめ「物品購入 (修繕) 競争入札参加資格廃止届 (物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱第 2 号様式)」を提出すること。

なお、その場合、休業又は解散等が分かる書類を後日提出すること。

別記

営業種目

1 印刷製本類 2 文房具・事務機器類 3 コンピュータ類 4 印章類 5 用紙類 6 医療・福祉機器類 7 医薬品・衛生材料類 8 写真用品類 9 理化学機器類 10 電気・通信機器類 11 車両・船舶類 (二輪車を含む。) 12 建設機器類 13 農畜林産機器類 14 水産機器類 15 工作機器類 16 自動販売機・発券機類 17 燃料・油脂類 18 衣料・寝具類 19 日用雑貨類 20 百貨 21 食料品類 22 農林水産資材類 23 建材・資材類 (工事に係る建材・資材を除く。) 24 楽器・音楽用品類 25 美術・工芸品類 26 運動用品類 27 書籍 28 時計・貴金属類 29 車両・船舶部品類 30 消防資材器具類 31 靴・かばん類 32 教育用機器・教材類 33 業務用厨房機器類 34 冷暖房衛生器具類 35 動物 36 警察用機器類 37 家具・木工具・室内装飾品類 38 看板・標識類 39 自動車修繕 40 その他の修繕 41 その他

物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請上の注意事項

共通事項

- 1 この申請は、飯舘村が行う物品等の買入れ又は修繕に係る競争入札の参加資格を取得するために必要です。
- 2 登録は、製造業、販売業及び修繕業の別に行いますが、製造業及び販売業で入札参加資格を取得した場合には、併せて修繕に係る入札参加資格を取得したものとみなします。
また、登録される種目は3種目までですが、申請人が取り扱っているその他の種目の競争入札への参加も可能です。
- 3 申請する場合、申請書は飯舘村総務課財政係に提出してください。
- 4 申請基準日は、申請日とします。
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前で決算の確定した日を原則とします。
(直前1年の財務諸表が完成していない場合は、確定している最新の財務諸表を使用してください。)
- 5 申請書等を手書きにて作成する場合は、黒のボールペン(容易に消せる物を除く)又は万年筆で、一字一字分かりやすく記入してください。
なお、訂正する場合は、訂正箇所を二本線で消し、その上に正しい内容を記載してください。
- 6 金額を記入する欄以外は、左詰めで記入してください。
- 7 申請及び財務諸表は、日本語で作成してください。
なお、その他の添付書類について、外国語で作成されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。
- 8 申請及び添付書類の金額欄については、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例により、申請日現在有効な外国貨幣換算率で、日本国通貨に換算して記入してください。
- 9 定資格申請書の受付期限以降3月末までに審査を得て、有資格業者として認定します。
なお、資格認定が受けられない方にのみその旨を通知し、資格認定を受けた方については受理票の交付をもって通知に代えさせていただきます。